令和８年第１回

愛知県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議 案 参 考 資 料

愛知県後期高齢者医療広域連合

目　次

議案第１号関係	令和７年度愛知県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第３号）	1
議案第２号関係	令和７年度愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	3
議案第３号関係	愛知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について	5
議案第４号関係	愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
議案第５号関係	愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案第６号関係	愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案第７号・議案第８号関係	令和８年度当初予算について	57

議案第１号関係

令和７年度一般会計補正予算（第３号）について

１　概要

（千円）

補正前の額	補　正　額	補正後の額
2,637,173	316,052	2,953,225

２　歳入歳出補正額総括表

［歳入］

（千円）

科　　目	補正額	節		説　　明
		区　　分	金　　額	
(款)1 分担金及び負担金 (項)1 負担金 (目)1 市町村負担金	△ 127,680	1 事務費負担金	△ 127,680	事務費負担金(①)
(款)2 国庫支出金 (項)1 国庫補助金 (目)1 民生費補助金	306,913	1 老人福祉費補助金	306,913	調整交付金(②)
(款)5 繰越金 (項)1 繰越金 (目)1 繰越金	136,819	1 前年度繰越金	136,819	前年度繰越金(③)
歳入補正額計	316,052			

［歳出］

（千円）

科　　目	補正額	財　　源		節		説　　明
		特定財源	一般財源	区　　分	金　　額	
(款)2 総務費 (項)1 総務管理費 (目)1 一般管理費	316,052	国庫支出金 306,913	9,139	18 負担金、補助及び交付金	316,052	一般管理事務費（④）
歳出補正額計	316,052	306,913	9,139			

3　補正内容事項別説明

[歳入]

〔(款)1 分担金及び負担金　(項)1 負担金　(目)1 市町村負担金〕

①　事務費負担金　△ 127,680 千円

歳入予算における前年度繰越金の増額補正等に伴い、市町村の事務費負担金を減額するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 事務費負担金	2,143,102	△ 127,680	2,015,422

〔(款) 2 国庫支出金　(項)1 国庫補助金　(目)1 民生費補助金〕

②　調整交付金　　306,913 千円

歳出補正における一般管理事務費（④）の財源として、国により財政措置される金額を予算措置するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 老人福祉費補助金	362,953	306,913	669,866

〔(款)5 繰越金　(項)1 繰越金　(目)1 繰越金〕

③　前年度繰越金　　136,819 千円

令和６年度決算における歳入歳出差引額が、予算額を上回ったため、その差額を増額するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 前年度繰越金	124,315	136,819	261,134

[歳出]

〔(款)2 総務費　(項)1 総務管理費　(目)1 一般管理費〕

④　一般管理事務費　　316,052 千円

令和７年８月７日の人事院勧告等により、職員の人件費の増加が見込まれるため、所要額を増額するもの。

また、後期高齢者医療制度特別対策補助金について、資格確認書の暫定運用延長に伴い、資格確認書の発行に当たりかかり増す経費について、国の調整交付金を活用し市町村に補助するため、所要額を増額するもの。

(千円)

節	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
18 負担金、補助及び交付金（派遣職員人件費負担金）	327,011	9,139	336,150	0	9,139
18 負担金、補助及び交付金（後期高齢者医療制度特別対策補助金）	102,663	306,913	409,576	306,913	0

議案第２号関係

令和７年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）について

１　概要

（千円）

補正前の額	補　正　額	補正後の額
1,084,599,550	17,427,271	1,102,026,821

２　歳入歳出補正額総括表

［歳入］　（千円）

科目	補正額	節		説　明
		区　分	金　額	
(款)6 財産収入 (項)1 財産運用収入 (目)1 利子及び配当金	2	1 基金利子	2	基金利子（①）
(款)9 繰越金 (項)1 繰越金 (目)1 繰越金	17,427,269	1 前年度繰越金	17,427,269	前年度繰越金(②)
歳入補正合計	17,427,271			

［歳出］　（千円）

科　目	補正額	補正額の財源内訳		節		説　明
		特定財源	一般財源	区　分	金　額	
(款)6 基金積立金 (項)1 基金積立金 (目)1 財政調整基金積立金	2	その他 2	0	18 負担金、補助及び交付金	2	積立金（③）
(款)9 予備費 (項)1 予備費 (目)1 予備費	17,427,269	0	17,427,269	29 予備費	17,427,269	予備費（④）
歳出補正予算合計	17,427,271	その他 2	17,427,269			

3　補正内容事項別説明

[歳入]

〔(款)6 財産収入　(項)1 財産運用収入　(目)1 利子及び配当金〕

①　基金利子　　2千円

後期高齢者医療財政調整基金の運用により発生する利子について、利率が上昇するため、所要額を増額するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1 基金利子	6,172	2	6,174

〔(款)9 繰越金　(項)1 繰越金　(目)1 繰越金〕

②　前年度繰越金　17,427,269千円

令和6年度決算における歳入歳出差引額が、予算額を上回ったため、その差額を増額するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計
1　前年度繰越金	13,890,292	17,427,269	31,317,561

[歳出]

〔(款)6 基金積立金　(項)1 基金積立金　(目)1 財政調整基金積立金〕

③　積立金　　2千円

後期高齢者医療財政調整基金に積み立てる基金利子について、利率が上昇するため、所要額を増額するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
24　積立金	6,173	2	6,175	2	0

〔(款)9 予備費　(項)1 予備費　(目)1 予備費〕

④　予備費　　17,427,269千円

歳入予算における前年度繰越金の増額補正に伴い、予備費として計上するもの

(千円)

節	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
29　予備費	1	17,427,269	17,427,270	0	17,427,269

議案第３号関係

愛知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

１　趣旨

行政手続法（平成５年法律第 88 号）の改正に準じて、愛知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成 19 年広域連合条例第６号）における聴聞の通知のデジタル化を図るとともに、既に行政手続法において規定されている行政指導の方式、中止等及び処分等の求めに係る規定について、法との整合を図る観点等から条例に規定するもの。

２　改正の概要

(1)　公示送達における公示の方法

従来は、広域連合の掲示場に掲示する方法のみであった公示方法を、不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、広域連合の掲示場に掲示する方法又は電子計算機の映像面に表示したものを閲覧する方法のいずれかの措置をとるように規定する。（第 15 条関係）

(2)　行政指導の方式、中止等及び処分等の求め

①　行政指導の方式

不適切な行政指導を防止するため、行政指導をする際に、許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、相手方に根拠法令の条項、要件及び要件に適合する理由を示さなければならない旨を規定する。（第 33 条関係）

②　行政指導の中止等の求め

法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠が法律又は条例に規定されているもの）において、当該行政指導が法律又は条例の要件に適合しないと考えられる場合、当該行政指導の相手方は、当該行政指導の中止その他必要な措置をとるように求めることができる旨を規定する。（第 35 条関係）

③　処分等の求め

何人も、法令違反の事実を是正するためにされるべき処分又は行政指導がされていないと思料するときは、当該処分又は行政指導をするように求めることができると規定する。（第 37 条関係）

３　施行期日

令和８年４月１日（一部令和８年５月 21 日）



（参考資料）

愛知県後期高齢者医療広域連合行政手続条例（平成19年広域連合条例第６号）の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
目次	目次
第１章　総則（第１条―第４条）	第１章　総則（第１条―第４条）
第２章　申請に対する処分（第５条―第11条）	第２章　申請に対する処分（第５条―第11条）
第３章　不利益処分	第３章　不利益処分
第１節　通則（第12条―第14条）	第１節　通則（第12条―第14条）
第２節　聴聞（第15条―第26条）	第２節　聴聞（第15条―第26条）
第３節　弁明の機会の付与（第27条―第29条）	第３節　弁明の機会の付与（第27条―第29条）
第４章　行政指導（第30条―第36条）	第４章　行政指導（第30条―第35条）
第５章　処分等の求め（第37条）	
第６章　届出（第38条）	第５章　届出（第36条）
第７章　雑則（第39条）	第６章　雑則（第37条）
附則	附則
（適用除外）	（適用除外）
第３条　次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第５章までの規定は、適用しない。	第３条　次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第４章までの規定は、適用しない。
(1)～(3)　（略）	(1)～(3)　（略）
(4)　相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人　とするものに限る。）及び行政指導	(4)　相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）及び行政指導
(5)　公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に関わる　事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例等の規定上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導	(5)　公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例等の規定上直接に与えられた職員によってされる処分及び行政指導
(6)～(8)　（略）	(6)～(8)　（略）
（聴聞の通知の方式）	（聴聞の通知の方式）
第15条　（略）	第15条　（略）

2　（略）	2　（略）
3　行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第１項の規定による通知を、公示の方法によって行うことができる。	3　行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第１項の規定による通知を、その者の氏名、同項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。
4　前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第１項第３号及び第４号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を広域連合長が規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から２週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。	
（代理人）	（代理人）
第16条　前条第１項の通知を受けた者（同条第４項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。	第16条　前条第１項の通知を受けた者（同条第３項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。
２～４　（略）	２～４　（略）
（続行期日の指定）	（続行期日の指定）
第22条　（略）	第22条　（略）
２　（略）	２　（略）
３　第15条第３項及び第４項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の	３　第15条第３項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の

所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第３項及び第４項中「不利益処分の名宛人　となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「　　ときき」とあるのは「　　ときき（同一の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日）」と読み替えるものとする。	所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第３項　　中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、　　「掲示を始めた日から２週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から２週間を経過したとき（同一の当事者又は参加人に対する２回目以降の通知にあっては、掲示を始めた　　日の翌日）」と読み替えるものとする。
（聴聞に関する手続の準用） 第29条　第15条第３項及び第４項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第３項中「第１項」とあるのは「第28条」と、同条第４項中「第１項第３号及び第４号」とあるのは「第28条第３号」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第１項中「前条第１項」とあるのは「第28条」と、「同条第４項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第４項後段」と読み替えるものとする。	（聴聞に関する手続の準用） 第29条　第15条第３項及び　　第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第３項中「第１項」とあるのは「第28条」と、「同項第３号　　及び第４号」とあるのは「同条第３号　」と、「同項各号」とあるのは「同条各号」と、第16条第１項中「前条第１項」とあるのは「第28条」と、「同条第３項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第３項後段」と読み替えるものとする。
（行政指導の方式） 第33条　（略） ２　行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、広域連合の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。 (1)　当該権限を行使し得る根拠となる法令の条項 (2)　前号の条項に規定する要件 (3)　当該権限の行使が前号の要件に適合する理由	（行政指導の方式） 第33条　（略）
３　行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前２項に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければな	２　行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から前項　に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければな

らない。	らない。
4　（略）	3　（略）
（行政指導の中止等の求め）	
第35条　法令に違反する行為の是正を求める行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）の相手方は、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと思料するときは、当該行政指導をした広域連合の機関に対し、その旨を申し出て、当該行政指導の中止その他必要な措置をとることを求めることができる。ただし、当該行政指導がその相手方について弁明その他意見陳述のための手続を経てされたものであるときは、この限りでない。	
2　前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。	
(1)　申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所	
(2)　当該行政指導の内容	
(3)　当該行政指導の根拠となる法律又は条例の条項	
(4)　前号の条項に規定する要件	
(5)　当該行政指導が前号の要件に適合しないと思料する理由	
(6)　その他参考となる事項	
3　当該広域連合の機関は、第１項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、当該行政指導が当該法律又は条例に規定する要件に適合しないと認めるときは、当該行政指導の中止その他必要な措置をとらなければならない。	
第36条　（略）	第35条　（略）
第５章　処分等の求め	
（処分等の求め）	
第37条　何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分又は行政指導（その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。）がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は	

当該行政指導をする権限を有する広域連合の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。 2　前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。 (1)　申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所 (2)　法令に違反する事実の内容 (3)　当該処分又は行政指導の内容 (4)　当該処分の根拠となる条例等の条項又は当該行政指導の根拠となる法律若しくは条例の条項 (5)　当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由 (6)　その他参考となる事項 3　当該行政庁又は広域連合の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。	
第6章　届出	第5章　届出
第38条　(略)	第36条　(略)
第7章　雑則	第6章　雑則
第39条　(略)	第37条　(略)

議案第４号関係

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

１　趣旨

令和７年８月７日の人事院勧告を踏まえ、本広域連合における常勤職員の給料表の改定、期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ等を行うため、愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号。以下「職員給与条例」という。）及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和２年広域連合条例第１号。以下「会計年度任用職員報酬等条例」という。）の一部改正を行うもの。

２　改正の概要

(1)　職員給与条例の一部改正（第１条、第２条並びに附則第１項から第３項まで及び第５項関係）

①　給料表の改定

人事院勧告を踏まえた給料月額の引上げ

②　期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ

人事院勧告を踏まえた支給割合の引上げ

（年間4.60月分→4.65月分(+0.05月分)）

③　通勤手当の改正

ア　自動車等使用者に対する通勤手当

現行の自動車等使用者に対する通勤手当の手当額を令和７年４月１日に遡及して引き上げるとともに、令和８年４月１日から、支給単位期間につき６万6,400円を上限として愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与の支給等に関する規則で定める額とする。

イ　駐車場等の利用に対する通勤手当の新設等

１か月あたり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設する。

④　月例給与水準を適切に確保するための措置

月例給与水準が地域別最低賃金に相当する額を下回る場合に、その差額を補填するための手当として、第二種初任給調整手当を新設する。

(2)　会計年度任用職員報酬等条例の一部改正（第３条並びに附則第１項、第２項、第４項及び第５項関係）

①　基準報酬表の改定

⑴①給料表の改定を踏まえた報酬月額の引上げ

② 期末手当及び勤勉手当の支給割合の引上げ

職員給与条例を準用する。（年間 4.60 月分→4.65 月分（+0.05 月分））

③ 通勤に係る費用弁償

常勤職員の例による（⑴③）。

※②及び③は、規定の改正は行わない。

3 施行期日等

対象条文		施行日	適用日
第１条		公布日	令和７年４月１日
第２条		令和８年４月１日	令和８年４月１日
第３条	別表（基準報酬表）	公布日	令和７年４月１日

（参考資料）

愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例及び愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

新旧対照条文　目次

○　愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号）（第１条関係）…… 1
○　愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（第２条関係）…… 8
○　愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和２年広域連合条例第１号）（第３条関係）…… 13

○　愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例（平成19年広域連合条例第21号）の一部改正新旧対照表（第１条関係）

改正後	改正前
（通勤手当） 第15条　（略） ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　（略） ⑵　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第16条の２第１項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して広域連合長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額） ア・イ　（略） ウ　使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,300円 エ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　１万400円 オ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員	（通勤手当） 第15条　（略） ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　（略） ⑵　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（第16条の２第１項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して広域連合長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に広域連合長が規則で定める割合を乗じて得た額を減じて得た額） ア・イ　（略） ウ　使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,100円 エ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　１万円 オ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員

改正後	改正前
1万3,500円	1万2,900円
カ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万6,600円	カ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万5,800円
キ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万9,700円	キ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万8,700円
ク　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万2,800円	ク　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万1,600円
ケ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万5,900円	ケ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万4,400円
コ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万9,100円	コ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万6,200円
サ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 3万2,300円	サ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 2万8,000円
シ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3万5,500円	シ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 2万9,800円
ス　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　3万8,700円	ス　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　3万1,600円
(3)　(略)	(3)　(略)
3～7　(略)	3～7　(略)
(期末手当)	(期末手当)
第20条　(略)	第20条　(略)
2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	2　期末手当の額は、期末手当基礎額に、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
3～5　(略)	3～5　(略)
(勤勉手当)	(勤勉手当)
第23条　(略)	第23条　(略)
2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、広	2　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、広

改正後	改正前
域連合長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、６月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	域連合長が規則で定める基準に従い任命権者が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額は、前項の職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
３～５　（略）	３～５　（略）

（参考）現行給料表

別表第１（第４条関係）

行政職給料表

職務の級 / 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	187,800	235,500	267,500	294,100	317,100	342,900	382,200	425,400
2	189,000	237,000	268,500	295,700	318,900	344,900	384,900	427,900
3	190,200	238,500	269,500	297,300	320,600	346,700	387,300	430,500
4	191,300	240,100	270,600	298,800	322,200	348,600	389,500	432,900
5	192,500	241,600	271,600	300,400	323,600	350,300	391,500	434,900
6	194,200	243,100	272,600	301,900	324,900	352,100	393,800	437,000
7	195,800	244,700	273,600	303,300	326,300	353,700	396,000	439,200
8	197,500	246,200	274,700	304,700	327,600	355,400	398,000	441,400
9	199,100	247,700	275,700	305,900	328,900	357,100	400,100	443,400
10	200,800	249,200	276,700	307,400	330,800	358,800	402,400	445,500
11	202,500	250,600	277,700	309,000	332,600	360,400	404,700	447,700
12	204,100	252,000	278,800	310,400	334,300	362,100	406,900	449,600
13	205,800	253,300	279,800	311,800	336,100	363,600	409,200	451,300
14	207,500	254,500	280,800	312,900	337,800	365,400	411,500	453,200
15	209,200	255,700	281,800	314,000	339,600	367,000	413,800	455,100
16	211,000	256,900	283,000	315,200	341,300	368,600	416,100	457,100
17	212,300	258,100	284,000	316,400	342,900	370,300	418,000	458,900
18	214,000	259,200	285,300	318,100	344,700	372,100	419,900	460,800
19	215,600	260,300	286,600	319,700	346,400	373,700	421,900	462,600
20	217,100	261,500	287,900	321,300	348,100	375,300	423,700	464,400
21	218,700	262,500	289,200	322,900	349,600	376,700	425,600	466,200
22	220,300	263,500	290,500	324,500	351,200	378,400	427,400	467,700
23	221,900	264,500	291,800	326,200	352,900	380,000	429,200	469,200
24	223,600	265,500	293,000	327,800	354,400	381,500	431,100	470,700
25	225,200	266,600	294,100	329,300	355,800	383,500	432,700	472,100
26	227,000	267,500	295,300	331,100	357,600	385,400	434,300	473,500
27	228,300	268,400	296,700	332,700	359,200	387,400	435,800	474,800
28	229,600	269,300	298,000	334,300	360,900	389,200	437,300	476,000
29	230,900	270,200	299,300	335,800	362,100	390,700	438,900	477,000
30	232,100	271,000	300,400	337,500	363,600	392,600	440,200	477,800
31	233,200	271,800	301,400	339,300	365,200	394,300	441,500	478,500

32	234, 300	272, 600	302, 500	340, 900	366, 700	396, 000	442, 800	479, 200
33	235, 500	273, 300	303, 600	342, 100	368, 400	397, 700	444, 000	479, 900
34	236, 600	274, 100	304, 900	344, 100	370, 300	399, 100	445, 300	480, 600
35	237, 700	275, 000	306, 000	345, 800	372, 000	400, 600	446, 600	481, 200
36	238, 800	275, 700	307, 200	347, 400	373, 800	402, 000	447, 900	481, 900
37	240, 000	276, 400	308, 400	349, 000	375, 200	403, 400	449, 100	482, 400
38	241, 000	277, 200	309, 800	350, 600	376, 500	404, 700	449, 900	483, 000
39	242, 000	278, 000	311, 100	352, 300	377, 700	405, 900	450, 700	483, 600
40	242, 900	278, 800	312, 400	353, 900	379, 200	406, 900	451, 600	484, 200
41	243, 800	279, 500	313, 800	355, 600	380, 300	408, 000	452, 200	484, 700
42	244, 800	280, 300	315, 100	357, 500	381, 200	409, 300	452, 800	485, 200
43	245, 600	281, 100	316, 400	359, 300	382, 200	410, 400	453, 400	485, 600
44	246, 400	281, 800	317, 800	361, 200	383, 400	411, 500	454, 000	486, 000
45	247, 100	282, 500	319, 100	362, 700	384, 200	412, 200	454, 700	486, 300
46	247, 700	283, 300	320, 400	364, 100	385, 100	413, 000	455, 500	486, 800
47	248, 300	284, 000	321, 700	365, 600	386, 000	413, 700	456, 000	487, 200
48	249, 000	284, 700	322, 900	367, 000	386, 900	414, 400	456, 700	487, 500
49	249, 600	285, 400	323, 800	368, 500	387, 700	415, 000	457, 200	487, 800
50	250, 200	286, 100	325, 100	369, 400	388, 500	415, 600	457, 600	488, 300
51	250, 800	286, 800	326, 500	370, 400	389, 300	416, 100	458, 000	488, 700
52	251, 300	287, 600	327, 800	371, 400	390, 000	416, 500	458, 400	489, 000
53	251, 800	288, 200	329, 000	372, 300	390, 700	417, 000	458, 800	489, 300
54	252, 200	288, 900	330, 300	373, 400	391, 500	417, 200	459, 200	
55	252, 500	289, 500	331, 600	374, 400	392, 200	417, 500	459, 600	
56	252, 900	290, 200	332, 800	375, 400	392, 900	417, 800	459, 900	
57	253, 200	290, 800	334, 100	376, 300	393, 400	418, 100	460, 300	
58	253, 500	291, 500	335, 300	377, 000	394, 000	418, 400	460, 700	
59	253, 800	292, 200	336, 400	377, 700	394, 600	418, 700	461, 000	
60	254, 100	292, 900	337, 500	378, 400	395, 400	419, 000	461, 300	
61	254, 400	293, 500	338, 200	378, 800	395, 800	419, 200	461, 600	
62	254, 700	294, 200	339, 200	379, 400	396, 400	419, 500	462, 000	
63	255, 000	294, 800	339, 900	380, 100	397, 000	419, 800	462, 300	
64	255, 300	295, 300	340, 700	380, 800	397, 500	420, 100	462, 600	
65	255, 600	295, 800	341, 500	381, 100	397, 900	420, 300	462, 900	
66	255, 900	296, 500	341, 900	381, 800	398, 500	420, 600		
67	256, 200	297, 000	342, 500	382, 600	399, 100	420, 900		
68	256, 500	297, 600	343, 200	383, 200	399, 700	421, 300		
69	256, 800	298, 100	344, 100	383, 500	400, 100	421, 500		
70	257, 200	298, 600	344, 800	384, 000	400, 600	421, 800		
71	257, 500	299, 200	345, 500	384, 600	401, 100	422, 100		
72	257, 800	299, 800	346, 100	385, 200	401, 700	422, 300		
73	258, 100	300, 400	346, 600	385, 500	402, 000	422, 500		
74	258, 400	300, 900	347, 200	386, 100	402, 400	422, 800		
75	258, 700	301, 300	347, 800	386, 900	402, 800	423, 100		
76	259, 000	301, 600	348, 400	387, 500	403, 200	423, 300		
77	259, 300	301, 800	348, 700	387, 900	403, 500	423, 500		
78	259, 600	302, 100	349, 200	388, 400	403, 800	423, 800		
79	259, 900	302, 300	349, 600	389, 000	404, 200	424, 100		
80	260, 200	302, 600	350, 000	389, 500	404, 400	424, 300		
81	260, 500	302, 800	350, 400	390, 000	404, 600	424, 500		
82	260, 800	303, 000	350, 900	390, 600	404, 900	424, 800		
83	261, 100	303, 300	351, 400	391, 200	405, 200	425, 100		
84	261, 500	303, 500	351, 900	391, 500	405, 400	425, 300		
85	261, 800	303, 800	352, 300	391, 900	405, 600	425, 600		
86	262, 100	304, 100	352, 700	392, 400	405, 900			
87	262, 400	304, 400	353, 100	392, 800	406, 200			
88	262, 700	304, 800	353, 500	393, 200	406, 400			
89	263, 000	305, 100	353, 800	393, 600	406, 600			
90	263, 300	305, 400	354, 200	394, 100	406, 900			
91	263, 600	305, 700	354, 600	394, 500	407, 200			
92	263, 900	306, 100	355, 000	394, 900	407, 400			
93	264, 200	306, 300	355, 200	395, 300	407, 600			
94		306, 500	355, 600	395, 800				

95		306,800	356,000	396,200				
96		307,200	356,500	396,600				
97		307,400	356,700	396,900				
98		307,700	357,100					
99		308,100	357,500					
100		308,500	357,800					
101		308,700	358,100					
102		309,100	358,500					
103		309,400	358,900					
104		309,700	359,300					
105		309,900	359,800					
106		310,200	360,200					
107		310,500	360,600					
108		310,800	361,100					
109		311,000	361,600					
110		311,400	362,000					
111		311,800	362,300					
112		312,100	362,600					
113		312,300	363,100					
114		312,500						
115		312,800						
116		313,300						
117		313,500						
118		313,700						
119		314,000						
120		314,300						
121		314,700						
122		314,900						
123		315,200						
124		315,500						
125		315,800						

備考　この表は、別表第２の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２（第４条関係）

医療職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円
1	212,600	246,300	284,200	299,900	317,700	350,300	390,000
2	214,600	248,600	285,300	300,600	318,900	352,100	392,700
3	216,400	250,800	286,400	301,200	320,100	353,800	395,500
4	218,200	253,100	287,500	301,700	321,200	355,500	398,100
5	219,900	255,300	288,500	302,200	322,400	357,300	400,400
6	221,800	256,300	289,000	302,800	323,500	359,000	402,600
7	223,700	257,300	289,500	303,400	324,600	360,800	405,000
8	225,400	258,200	290,000	303,900	325,700	362,400	407,300
9	227,200	259,100	290,500	304,400	326,900	363,900	409,300
10	229,200	260,300	291,000	305,100	327,900	365,700	411,400
11	231,200	261,500	291,500	305,700	328,900	367,400	413,700
12	233,100	262,400	292,100	306,200	329,900	369,100	415,900
13	235,000	263,200	292,600	306,700	331,000	370,600	417,900
14	237,100	263,900	293,100	307,300	332,200	372,300	419,900
15	239,100	264,600	293,600	307,900	333,400	374,100	422,100
16	241,200	265,500	294,100	308,400	334,600	375,800	424,100
17	243,200	266,700	294,600	309,000	335,800	377,600	426,200
18	245,300	267,800	295,100	309,700	337,000	379,700	428,400
19	247,400	268,900	295,600	310,400	338,100	381,700	430,700
20	249,500	270,100	296,200	311,100	339,300	383,800	432,800
21	251,400	271,200	296,700	311,800	340,400	385,500	434,800
22	252,600	272,300	297,200	312,700	341,600	387,700	436,700
23	253,900	273,400	297,700	313,700	342,700	389,800	438,600
24	255,000	274,600	298,200	314,600	343,900	391,900	440,500

25	256, 100	275, 600	298, 700	315, 400	345, 000	393, 800	442, 200
26	257, 100	276, 700	299, 200	316, 300	346, 200	395, 500	443, 900
27	258, 000	277, 800	299, 700	317, 200	347, 300	397, 300	445, 600
28	258, 900	278, 900	300, 300	318, 200	348, 500	399, 100	447, 300
29	259, 700	279, 900	300, 800	319, 000	349, 600	400, 900	448, 600
30	260, 500	280, 600	301, 400	319, 900	350, 800	402, 600	449, 900
31	261, 200	281, 300	302, 200	320, 800	351, 900	404, 600	451, 600
32	262, 000	282, 000	303, 000	321, 700	353, 100	406, 300	453, 100
33	262, 800	282, 700	303, 700	322, 600	354, 200	408, 000	454, 800
34	263, 600	283, 400	304, 600	323, 700	355, 500	409, 800	456, 500
35	264, 400	283, 900	305, 400	324, 800	356, 900	411, 600	457, 900
36	265, 100	284, 400	306, 200	325, 900	358, 200	413, 400	459, 300
37	265, 900	284, 900	306, 900	327, 100	359, 400	415, 000	460, 500
38	266, 800	285, 500	307, 700	328, 200	361, 000	416, 700	461, 800
39	267, 700	286, 000	308, 500	329, 300	362, 500	418, 600	463, 100
40	268, 500	286, 500	309, 300	330, 500	364, 000	420, 400	464, 600
41	269, 300	286, 900	310, 100	331, 600	365, 300	422, 000	465, 600
42	270, 300	287, 500	310, 900	332, 800	366, 800	423, 500	466, 300
43	271, 100	288, 000	311, 700	333, 900	368, 200	425, 000	467, 100
44	271, 900	288, 500	312, 500	335, 100	369, 700	426, 400	467, 700
45	272, 700	289, 000	313, 300	335, 900	371, 100	427, 500	468, 600
46	273, 400	289, 500	314, 300	337, 000	372, 100	428, 600	469, 400
47	274, 100	290, 000	315, 300	338, 100	373, 500	429, 700	470, 200
48	274, 800	290, 500	316, 200	339, 200	374, 900	431, 000	471, 000
49	275, 400	291, 000	317, 100	340, 200	376, 200	432, 300	471, 700
50	275, 900	291, 500	318, 200	341, 200	377, 600	433, 400	472, 400
51	276, 400	292, 100	319, 200	342, 200	379, 000	434, 700	473, 200
52	276, 800	292, 600	320, 100	343, 200	380, 300	435, 800	474, 000
53	277, 200	293, 100	321, 000	344, 500	381, 800	437, 000	474, 800
54	277, 700	293, 600	322, 100	345, 800	383, 100	438, 000	475, 600
55	278, 200	294, 100	323, 100	347, 000	384, 200	439, 200	476, 300
56	278, 700	294, 600	324, 100	348, 300	385, 400	440, 300	477, 000
57	279, 100	295, 100	324, 900	349, 200	386, 500	441, 300	477, 900
58	279, 500	296, 000	325, 900	350, 400	387, 500	441, 800	
59	279, 900	296, 800	327, 000	351, 500	388, 500	442, 400	
60	280, 300	297, 500	327, 900	352, 900	389, 400	442, 900	
61	280, 700	298, 200	328, 800	353, 900	390, 000	443, 500	
62	281, 100	299, 100	329, 800	354, 800	390, 800	444, 000	
63	281, 500	300, 000	330, 900	355, 900	391, 700	444, 400	
64	281, 900	300, 900	331, 800	357, 200	392, 500	444, 900	
65	282, 300	301, 700	332, 700	358, 300	393, 200	445, 400	
66	282, 700	302, 600	333, 900	359, 500	393, 900	445, 800	
67	283, 200	303, 400	335, 200	360, 800	394, 600	446, 100	
68	283, 600	304, 200	336, 400	361, 800	395, 300	446, 400	
69	284, 000	305, 100	337, 100	362, 800	395, 900	446, 800	
70	284, 500	306, 000	338, 200	363, 800	396, 500	447, 300	
71	285, 000	306, 900	339, 400	364, 900	397, 200	447, 600	
72	285, 400	307, 800	340, 300	366, 100	397, 800	447, 900	
73	285, 800	308, 700	341, 400	366, 900	398, 500	448, 300	
74	286, 400	309, 700	342, 100	368, 000	399, 000	448, 700	
75	287, 000	310, 600	343, 200	369, 100	399, 700	449, 000	
76	287, 600	311, 500	344, 400	370, 200	400, 200	449, 300	
77	288, 100	312, 300	345, 500	370, 900	400, 600	449, 700	
78	288, 700	313, 400	346, 700	371, 700	401, 200	450, 100	
79	289, 300	314, 400	347, 900	372, 500	401, 700	450, 400	
80	289, 800	315, 300	349, 000	373, 200	402, 000	450, 700	
81	290, 300	315, 800	350, 100	373, 900	402, 300	451, 100	
82	290, 800	316, 700	351, 200	374, 400	402, 800	451, 600	
83	291, 300	317, 700	352, 300	374, 900	403, 200	451, 900	
84	291, 900	318, 500	353, 400	375, 400	403, 500	452, 200	
85	292, 400	319, 300	354, 300	376, 000	403, 800	452, 600	
86	292, 900	320, 300	355, 300	376, 500	404, 400	453, 000	
87	293, 400	321, 300	356, 200	377, 000	404, 900	453, 300	

88	293, 900	322, 400	357, 300	377, 500	405, 300	453, 600
89	294, 400	323, 300	358, 200	378, 000	405, 600	454, 000
90	294, 900	324, 400	359, 000	378, 400	406, 000	454, 400
91	295, 400	325, 400	359, 800	379, 000	406, 500	454, 700
92	296, 000	326, 500	360, 600	379, 500	406, 900	455, 000
93	296, 500	327, 300	361, 300	379, 800	407, 300	455, 400
94	297, 100	328, 000	361, 900	380, 300		455, 900
95	297, 700	328, 700	362, 500	380, 700		456, 200
96	298, 300	329, 300	363, 100	381, 000		456, 500
97	298, 900	329, 800	363, 500	381, 600		456, 900
98	299, 400	330, 100	363, 900	382, 100		
99	299, 900	330, 800	364, 400	382, 700		
100	300, 500	331, 400	364, 800	383, 200		
101	301, 000	331, 800	365, 400	383, 800		
102	301, 500	332, 400	365, 800	384, 300		
103	302, 000	333, 000	366, 300	384, 800		
104	302, 400	333, 500	366, 700	385, 200		
105	302, 800	333, 900	367, 000	385, 800		
106	303, 300	334, 400	367, 500	386, 300		
107	303, 800	335, 000	367, 900	386, 900		
108	304, 100	335, 500	368, 200	387, 400		
109	304, 300	335, 900	368, 600	388, 000		
110	304, 700	336, 300	369, 100	388, 400		
111	304, 900	336, 600	369, 700	388, 900		
112	305, 200	336, 900	370, 200	389, 400		
113	305, 500	337, 200	370, 700	390, 000		
114	305, 700	337, 600	371, 200			
115	306, 000	337, 900	371, 700			
116	306, 200	338, 200	372, 100			
117	306, 500	338, 400	372, 500			
118	306, 800	338, 700	372, 900			
119	307, 100	339, 000	373, 400			
120	307, 400	339, 300	374, 000			
121	307, 700	339, 500	374, 400			
122	308, 100	339, 800	374, 900			
123	308, 400	340, 100	375, 400			
124	308, 700	340, 400	375, 900			
125	309, 000	340, 600	376, 200			
126	309, 200	340, 900				
127	309, 500	341, 300				
128	309, 900	341, 500				
129	310, 100	341, 700				
130	310, 400	341, 900				
131	310, 800	342, 300				
132	311, 200	342, 500				
133	311, 400	342, 800				
134	311, 700	343, 200				
135	312, 000	343, 700				
136	312, 300	344, 100				
137	312, 500	344, 400				
138	312, 800	344, 800				
139	313, 100	345, 200				
140	313, 500	345, 600				
141	313, 700	345, 900				
142	314, 100	346, 300				
143	314, 500	346, 600				
144	314, 800	347, 000				
145	315, 000	347, 300				
146	315, 200	347, 800				
147	315, 500	348, 200				
148	315, 900	348, 600				
149	316, 100	348, 900				
150	316, 300	349, 300				

151	316,600	349,700					
152	316,900	350,100					
153	317,300	350,400					
154	317,600						
155	317,800						
156	318,100						
157	318,400						
158	318,700						
159	319,000						
160	319,300						
161	319,700						
162	320,000						
163	320,300						
164	320,600						
165	321,000						
166	321,300						
167	321,600						
168	322,000						
169	322,400						

備考　この表は、保健師、看護師、准看護師その他の職員で広域連合長が定めるものに適用する。

○　愛知県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部改正新旧対照表（第２条関係）

改正後	改正前
（給与） 第２条　前条の給与とは、給料、管理職手当、第二種初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。 ２・３　（略） （第二種初任給調整手当） 第10条の２　新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第５条第３項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第６条第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（広域連合長が規則で定める職員にあっては、広域連合長が規則で定める額）並びにこれに第13条の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に12を乗じ、その額を勤務時間条例第２条第１項に規定する勤務時間に52を乗じたもので除して	（給与） 第２条　前条の給与とは、給料、管理職手当、＿＿＿＿＿＿＿＿、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、在宅勤務等手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当をいう。 ２・３　（略）

改正後	改正前
得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上１円未満の端数を生じたときはこれを１円に切り上げた額（次項において「特定額」という。）が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して広域連合長が規則で定める額（次項において「基準額」という。）を下回るものには、採用の日から広域連合長が規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。 ２　第二種初任給調整手当の月額は、広域連合長が規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。 ３　第１項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして広域連合長が規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前２項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。 ４　前３項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。	
（通勤手当） 第15条　（略） ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　（略） ⑵　前項第２号に掲げる職員　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿支給単位期間につき、６万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて広域連合長が規則で定める額（第16条の２第１項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して広域連合長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に広域連合長が規則で定める	（通勤手当） 第15条　（略） ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 ⑴　（略） ⑵　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿定める額（第16条の２第１項の規定により在宅勤務等手当を支給される職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して広域連合長が規則で定める職員にあっては、その額から、その額に広域連合長が規則で定める

改正後	改正前
割合を乗じて得た額を減じて得た額)	割合を乗じて得た額を減じて得た額) ア　自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員　2,000円 イ　使用距離が片道５キロメートル以上10キロメートル未満である職員　4,200円 ウ　使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,300円 エ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　１万400円 オ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　１万3,500円 カ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　１万6,600円 キ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　１万9,700円 ク　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　２万2,800円 ケ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　２万5,900円 コ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　２万9,100円 サ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　３万2,300円 シ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　３万5,500円 ス　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　３万8,700円

改正後	改正前
(3)　(略)	(3)　(略)
3　第１項第２号又は第３号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が広域連合長が規則で定める要件を満たすものに限る。第１号及び第７項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（広域連合長が規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	
(1)　駐車場等に係る通勤手当　支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で１か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として広域連合長が規則で定める額	
(2)　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額	
4　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額及び前項第１号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前２項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。	3　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）及び前項第２号に定める額の＿＿＿

改正後	改正前
として広域連合長が規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、１か月）をいう。	として広域連合長が規則で定める期間（自動車等＿＿＿＿に係る通勤手当にあっては、１か月）をいう。
8　（略）	7　（略）
（期末手当）	（期末手当）
第20条　（略）	第20条　（略）
2　期末手当の額は、期末手当基礎額に＿100分の126.25＿＿＿＿	

○　愛知県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和２年広域連合条例第１号）の一部改正新旧対照表（第３条関係）

改正後

別表（第３条関係）
基準報酬表

号給	行政職 報酬月額	医療職 報酬月額
1	200,400円	227,000円
2	205,000円	234,200円
3	211,600円	241,500円
4	218,200円	249,200円
5	224,600円	257,400円
6	230,900円	265,500円
7	237,500円	270,200円
8	243,200円	273,500円
9	247,700円	276,500円
10	251,600円	278,900円
11	255,100円	281,700円
12	257,800円	284,500円
13	260,100円	287,000円
14	262,300円	288,700円
15	263,600円	290,400円
16	264,800円	291,900円
17	266,100円	293,300円
18		294,800円
19		296,500円
20		298,500円

備考　（略）

改正前

別表（第３条関係）
基準報酬表

号給	行政職 報酬月額	医療職 報酬月額
1	187,800円	212,600円
2	192,500円	219,900円
3	199,100円	227,200円
4	205,800円	235,000円
5	212,300円	243,200円
6	218,700円	251,400円
7	225,200円	256,100円
8	230,900円	259,700円
9	235,500円	262,800円
10	240,000円	265,900円
11	243,800円	269,300円
12	247,100円	272,700円
13	249,600円	275,400円
14	251,800円	277,200円
15	253,200円	279,100円
16	254,400円	280,700円
17	255,600円	282,300円
18		284,000円
19		285,800円
20		288,100円

備考　（略）

議案第５号関係

愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

１　改正の概要

愛知県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例（令和７年愛知県後期高齢者医療広域連合条例第６号。令和７年４月17日に公布）に伴い、特別職の職員で非常勤のものが公務のために旅行をしたときの費用弁償の規定を整理するもの。

２　施行期日

公布の日



（参考資料）

愛知県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成19年広域連合条例第30号）の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
（費用弁償） 第４条　（略） ２　前項の規定により支給する旅費の＿＿＿	

議案第６号関係

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について

１　概要

高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の改正等に伴い、現行の保険料の賦課額を「基礎賦課額」と、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための賦課額を「子ども・子育て支援納付金賦課額」とし、それらの保険料率及び賦課限度額を定めるとともに、被保険者均等割額の軽減基準の見直し等を行うもの。

２　改正内容

(1)　基礎賦課額の保険料率改定について（第９条及び第10条）

区　分	令和８・９年度	現行の保険料率
所得割率	10.48%	11.13%
被保険者均等割額	56,130円	53,438円

(2)　子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率について（第10条の５及び第10条の６）

区　分	令和８年度
所得割率	0.25%
被保険者均等割額	1,362円

(3)　賦課限度額の見直し等について（第11条及び第11条の２）

ア　基礎賦課額の賦課限度額

改正後の賦課限度額	現行の賦課限度額
85万円	80万円

イ　子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額

新設する賦課限度額	
２万1,000円	

(4) 保険料（基礎賦課額と子ども・子育て支援金賦課額を合算したもの）の被保険者均等割額の軽減基準の見直しについて(第 15 条)

軽減措置	所得判定基準（所得金額の合計）	
	改正後	現　行
5割軽減	43 万円＋被保険者数×31 万円 以下	43 万円＋被保険者数×30.5 万円 以下
2割軽減	43 万円＋被保険者数×57 万円 以下	43 万円＋被保険者数×56 万円 以下

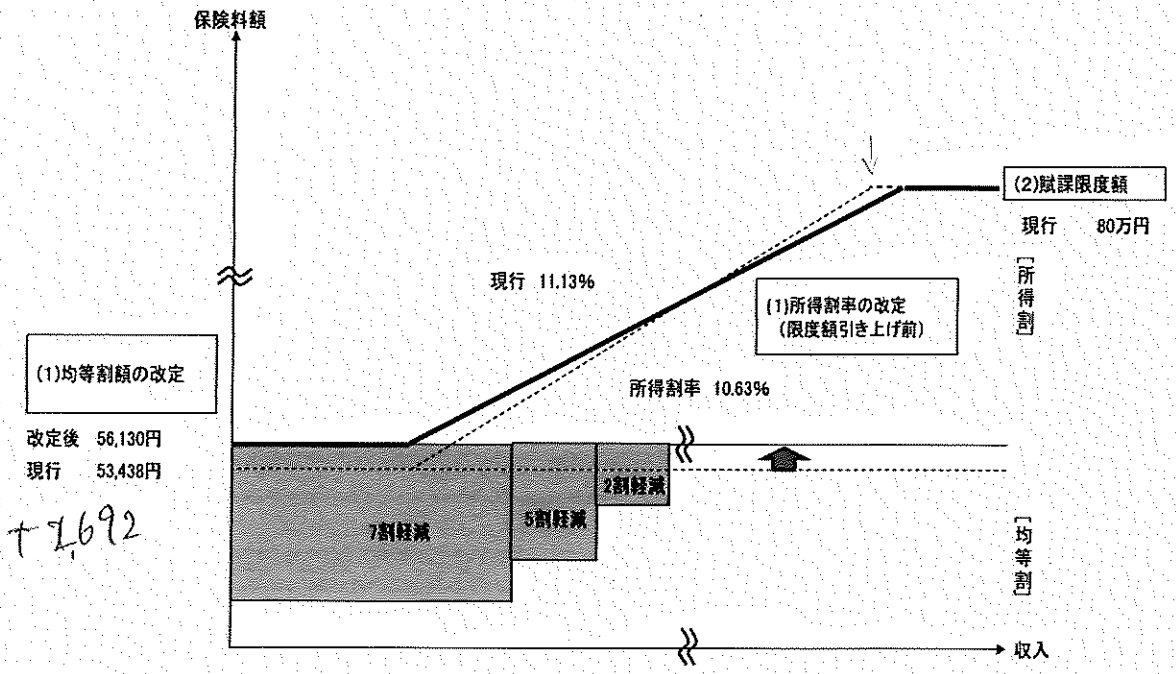
なお、令和８年度及び令和９年度分の保険料においては、７割の軽減割合の均等割軽減対象者について、当該年度分の基礎賦課額に係る被保険者均等割額に２％を乗じて得た額を軽減する措置を講じ、経過措置に規定する。

3　施行日

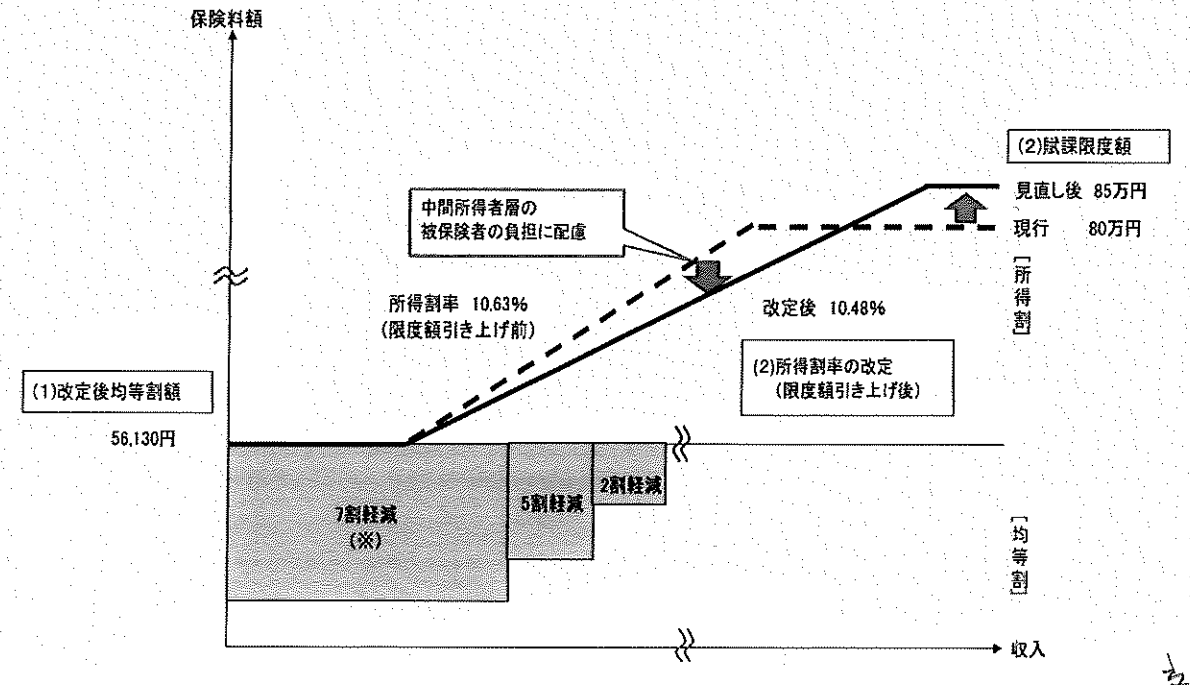
令和８年４月１日

【基礎賦課額の保険料率の改定イメージ】

【イメージ図①】(1)保険料率の改定(賦課限度額引き上げ前)



【イメージ図②】(2)賦課限度引き上げによる改定



※令和８・９年度分の保険料について、均等割保険料の７割軽減対象者については、基礎賦課額（医療分）の均等割額を更に0.2割分上乗せして軽減する。

（参考資料）

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第31号）の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
（保険料の賦課額） 第５条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第104条第２項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第18条第１項第１号イの基礎賦課額及び同号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額の合計額とする。	（保険料の賦課額） 第５条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第104条第２項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額 の合計額とする。ただし、法第99条第２項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。
２　前項の基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、法第99条第２項に規定する被保険者（以下「被扶養者であった被保険者」という。）に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。	
３　第１項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とする。ただし、被扶養者であった被保険者に係る賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。	
４　前２項の規定により算定した保険料の賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。	２　前項の規定により算定した保険料の賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
（基礎賦課額の所得割額） 第６条　前条第２項の所得割額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに令	（保険料の所得割額） 第６条　前条に規定する所得割額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに高齢者の医療の確保に関する

第７条第１項第１号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の２第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第１号に掲げる額を第２号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第８条及び第９条において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文及び次条から第10条までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の基礎賦課額を算定するものとしたならば、当該基礎賦課額が、第11条に定める賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

⑴　第13条第３号に定める所得割総額

⑵　（略）

２　前項の場合における地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第９項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。

３　第１項の所得割率に小数点以下第４位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

４　（略）

（基礎賦課額の被保険者均等割額）

第７条　第５条第２項の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第13条第３号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間にお

法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第７条第１項第１号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から地方税法第314条の２第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第１号に掲げる額を第２号に掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、前条、この条本文及び次条から第10条までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の賦課額を算定するものとしたならば、当該賦課額が、第11条に規定する賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号。以下「省令」という。）第83条の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。

⑴　第13条第３号に規定する所得割総額

⑵　（略）

２　前項の場合における地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第９項中「雑損失の金額に係る部分」の規定を適用しないものとして算定する。

３　第１項に規定する所得割率に小数点以下第４位未満の端数があるときは、これを切り上げる。

４　（略）

（保険料の被保険者均等割額）

第７条　第５条に規定する被保険者均等割額は、第13条第３号に規定する被保険者均等割総額を当該特定期間にお

ける各年度の被保険者の数の合計の見込数で除して得た額とする。	ける各年度の被保険者の数の合計の見込数で除して得た額とする。
2　前項の被保険者均等割額に１円未満の端数があるときは、これを切り上げる。	2　前項に規定する被保険者均等割額に１円未満の端数があるときは、これを切り上げる。
（基礎賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用）	（所得割率及び被保険者均等割額の適用）
第８条　第５条第２項の基礎賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。	第８条　所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。
（基礎賦課額の所得割率）	（所得割率）
第９条　令和８年度及び令和９年度の基礎賦課額の所得割率は、0.1048とする。	第９条　令和６年度及び令和７年度の所得割率は、0.1113とする。
（基礎賦課額の被保険者均等割額）	（被保険者均等割額）
第10条　令和８年度及び令和９年度の基礎賦課額の被保険者均等割額は、56,130円とする。	第10条　令和６年度及び令和７年度の被保険者均等割額は、53,438円とする。
（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額）	
第10条の２　第５条第３項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に第１号に掲げる額を第２号に掲げる額で除して得た率（以下この条、第10条の４及び第10条の５において「所得割率」という。）を乗じて得た額とする。ただし、被保険者の所得の分布状況その他の事情に照らし、第５条、この条本文及び次条から第10条の６までの規定に基づき当該被保険者に係る保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額を算定するものとしたならば、当該子ども・子育て支援納付金賦課額が、第11条の２に定める賦課限度額を上回ることが確実であると見込まれる場合には、省令の規定により、基礎控除後の総所得金額等を補正するものとする。	
⑴　第13条の２第２号に定める所得割総額	
⑵　被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき省令で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の	

総所得金額等の合計額の見込額 2　前項の場合における地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第９項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定する。 3　第１項の所得割率に小数点以下第４位未満の端数があるときは、これを切り上げる。 4　第１項の規定により算定した所得割額に１円未満の端数があるときは、これを切り上げる。 （子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額） 第10条の３　第５条第３項の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第13条の２第２号に規定する被保険者均等割総額を当該年度の被保険者の数の合計の見込数で除して得た額とする。 2　前項の被保険者均等割額に１円未満の端数があるときは、これを切り上げる。 （子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び被保険者均等割額の適用） 第10条の４　第５条第３項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率及び前条の規定により算定された被保険者均等割額は、全区域にわたって均一とする。 （子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率） 第10条の５　令和８年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割率は、0.0025とする。 （子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額） 第10条の６　令和８年度の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、1,362円とする。	
（基礎賦課額の賦課限度額） 第11条　第５条第１項の基礎賦課額は、85万	（保険料の賦課限度額） 第11条　第５条に規定する賦課額　は、80万

円を超えることができない。	円を超えることができない。
（子ども・子育て支援納付金賦課額の賦課限度額）	
第11条の２　第５条第１項の子ども・子育て支援納付金賦課額は、２万1,000円を超えることができない。	
（基礎賦課総額）	（保険料の賦課総額）
第13条　特定期間における各年度の法第104条第２項の規定により被保険者に対して課する保険料の基礎賦課額（第15条又は第16条に規定する基準に従い、第５条から第11条までの規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額（以下「基礎賦課総額」という。）は、次のとおりとする。	第13条　特定期間における各年度の法第104条第２項の規定により被保険者に対して課する保険料の賦課額（第15条又は第16条に規定する基準に従い、第５条から第11条までの規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額（以下「賦課総額」という。）は、次のとおりとする。
(1)　基礎賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。	(1)　賦課総額は、特定期間における各年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額とする。
ア　（略）	ア　（略）
イ　法第93条第１項及び第２項、第96条並びに第98条に規定する負担金、法第95条に規定する調整交付金、法第100条に規定する後期高齢者交付金、法第117条第１項に規定する交付金、法第102条並びに第103条に規定する補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入の額（法第95条第２項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120分の１に相当する額を除く。）の合計額	イ　法第93条第１項及び第２項、第96条並びに第98条に規定する負担金、法第95条に規定する調整交付金、法第100条に規定する後期高齢者交付金、法第117条第１項に規定する交付金、法第102条並びに第103条に規定する補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入の額の合計額
(2)　前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき基礎賦課額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる基礎賦	(2)　前号に規定する予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき保険料の額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる保険料

課額の合計額の割合として省令第89条で定める基準に従い算定される率とする。

⑶　基礎賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額の全ての広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課総額）

第13条の２　法第104条第２項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する保険料の子ども・子育て支援納付金賦課額（第15条又は第16条に規定する基準に従い第５条、第10条の２から第10条の６まで及び第11条の２の規定に基づき算定される所得割額又は被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額（以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、次のとおりとする。

⑴　子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のアに掲げる合計額の見込額からイに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前条第１号の予定保険料収納率で除して得た額とする。

ア　子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

イ　法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（同条第２項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。）に限る。）のための収入の額（同項に規定する負担対象総額の見込額の総額の額の合計額の割合として省令第89条で定める基準に従い算定される率とする。

⑶　賦課総額　は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該特定期間における各年度の被保険者の所得の平均額の全ての広域連合の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して省令第90条に定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額とする。

の12分の１に相当する額を除く。）の合計額	
⑵　子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額を全ての広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率（小数点以下11位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額とする。	
（所得の少ない者に係る保険料の減額）	（所得の少ない者に係る保険料の減額）
第15条　所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。	第15条　所得の少ない被保険者に対して賦課する被保険者均等割額は、当該被保険者に係る被保険者均等割額から次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該被保険者に係る被保険者均等割額から当該各号に定める額を控除して得た額とする。
⑴　当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には、当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第18条第５項第１号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が同法第314条の２第２項第１号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第３号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得について同条	⑴　当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に被保険者の資格を取得した場合には、当該資格を取得した日とする。以下この条において同じ。）現在における被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得（令第18条第４項第１号に規定する他の所得と区分して計算される所得をいう。以下この条において同じ。）の金額の合計額の当該世帯における合算額が同法第314条の２第２項第１号に定める金額（被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者（次号及び第３号において「被保険者等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第１項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第１項に規定する給与所得について同条

第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第３号において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に属する被保険者

当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の７を乗じて得た額

⑵　当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第２項第１号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に31万円　を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者　当該年度分の保険

第３項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第１項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第３項に規定する公的年金等に係る所得について同条第４項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この号、次号及び第３号において「給与所得者等の数」という。）が２以上の場合にあっては、地方税法第314条の２第２項第１号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に属する被保険者

当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の７を乗じて得た額

⑵　当該年度の賦課期日において、前号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第２項第１号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に30万5,000円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者　当該年度分の保険

料に係る被保険者均等割額に10分の５を乗じて得た額	料に係る被保険者均等割額に10分の５を乗じて得た額
(3)　当該年度の賦課期日において、前２号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第２項第１号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に57万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者（次条第１項の規定により減額される被保険者を除く。）　当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の２を乗じて得た額	(3)　当該年度の賦課期日において、前２号の規定による減額がされない被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額の当該世帯における合算額が同条第２項第１号に定める金額（被保険者等のうち給与所得者等の数が２以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から１を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に当該世帯に属する被保険者の数に56万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に属する被保険者（次条第１項の規定により減額される被保険者を除く。）　当該年度分の保険料に係る被保険者均等割額に10分の２を乗じて得た額
２・３　（略）	２・３　（略）
（普通徴収の際の保険料賦課の特例）	（普通徴収の際の保険料賦課の特例）
第21条　第５条第２項の基礎賦課額及び同条第３項の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する市町村が定める納期において当該市町村が徴収すべき保険料に限り、当該被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（広域連合長が必要と認める場合においては、広域連合長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として賦課する。	第21条　保険料の 所得割額の算定の基礎に用いる基礎控除後の総所得金額が確定しないため当該年度分の保険料の額を確定することができない場合においては、その確定する日までの間において到来する市町村が定める納期において当該市町村が徴収すべき保険料に限り、当該被保険者について、その者の前年度の保険料の額を当該年度の当該保険料に係る納期の数で除して得た額（広域連合長が必要と認める場合においては、広域連合長が定める額とする。）を、それぞれの納期に係る保険料として賦課する。

（参考１）

令和８・９年度後期高齢者医療保険料の料率改定の概要について

○ 令和８・９年度の基礎賦課額（医療分）の均等割額及び所得割率並びに賦課限度額を次のとおり改定する。

区　分			令和6･7年度	令和8･9年度	増減幅
均等割額			53,438円	56,130円	+2,692円(+5.04%)
所得割率			11.13%	10.48%	▲0.65ポイント
賦課限度額			80万円	85万円	+5万円(政令の上限額)
参考	均等割総額：所得割総額		44：56	44：56	増減なし
	一人当たり年間保険料額	軽減前	121,443円	127,624円	+6,181円(+5.09%)
		軽減後	103,381円	108,544円	+5,163円(+4.99%)
	広域連合剰余金		102億円	174億円	
	財政調整基金		18億円	0円	
	県財政安定化基金		約21億円	0円	

○ 令和８年度の子ども・子育て支援納付金賦課額（子ども分）の均等割額及び所得割率並びに賦課限度額を新たに次のとおり定める。

区　分			令和８年度
均等割額			1,362円
所得割率			0.25%
賦課限度額			2.1万円
参考	均等割総額：所得割総額		45：55
	一人当たり年間保険料額	軽減前	3,070円
		軽減後	2,576円

《令和８・９年度後期高齢者医療保険料率改定のポイント》

1　料率改定の基本的な考え方

〔保険料の水準〕料率改定に当たっては、後期高齢者医療制度の財政構造を踏まえ、一人当たり年間保険料額（軽減前）の増減割合を一人当たり医療給付費の増減割合及び後期高齢者負担率の増減割合と比較して、大きく乖離しない水準（自然増減程度）とすることを基本とする。

2　今回の改定における留意事項

(1) 剰余金の活用

広域連合の自主財源としては、令和７年度末時点剰余金残高として見込むことのできる174億円全額を活用し、増加抑制を図る。

(2) 診療報酬改定の影響の反映

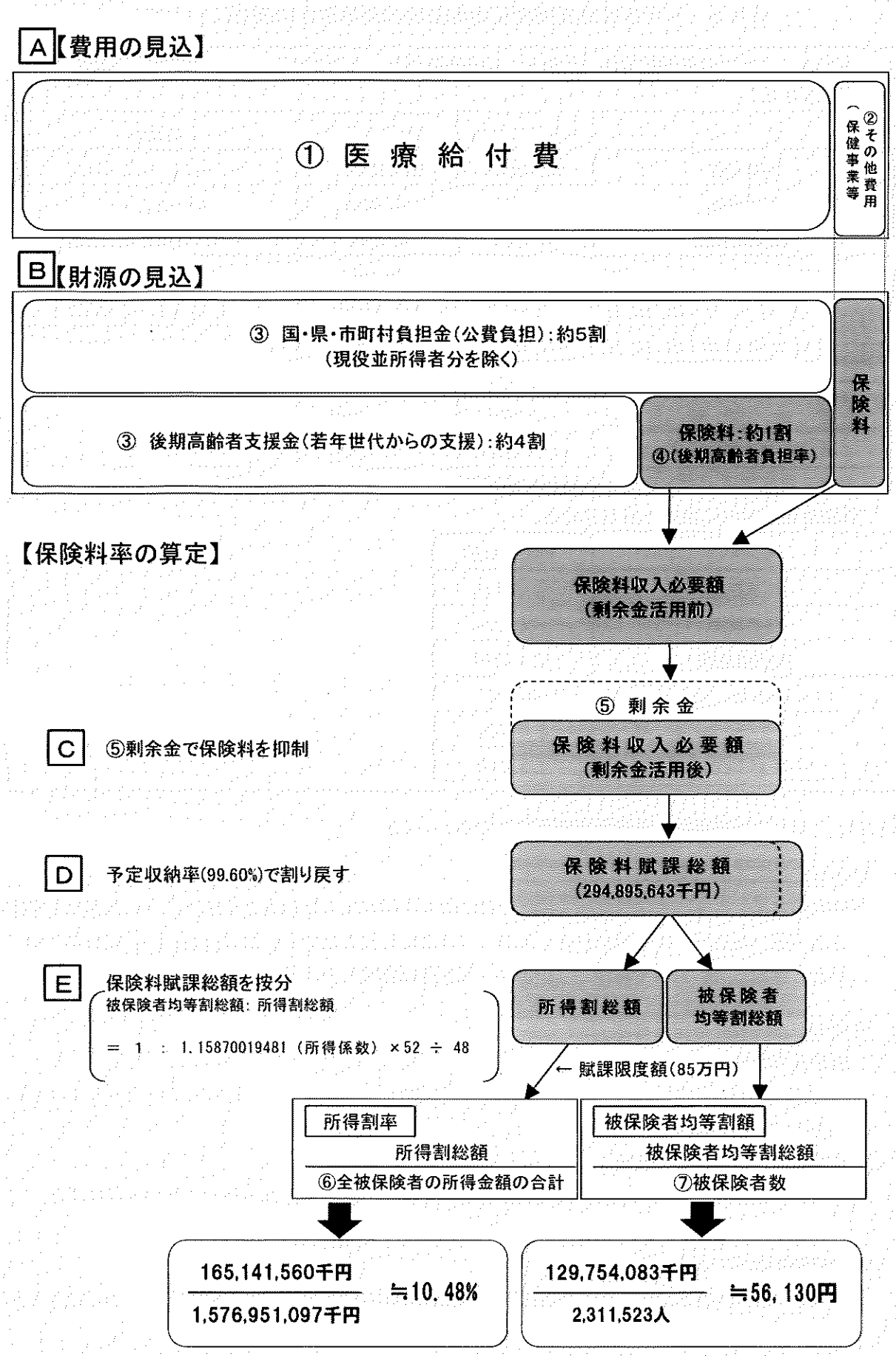
令和８年度診療報酬改定による後期高齢者医療費等への影響を、国の指示に基づき反映する。

（全体改定率+2.22%（令和８・９年度平均））

(3) 国の制度改正による影響

令和７年度税制改正による給与所得控除の最低保障額の引き上げによる影響等を、国の通知を基づき反映する。

（参考２）令和８・９年度 基礎賦課額（医療分）保険料率の算定の流れ



（参考３）基礎賦課額（医療分）保険料率算定の基礎数値・算定結果

【保険料率算定の基礎数値】

区　　分	令和６・７年度	令和８・９年度	伸び率
①医療給付費総額 （一人当たりの額）	２兆784億円 (925,240円)	２兆1,714億円 (940,080円)	4.47% (1.60%)
②その他費用 （審査支払手数料、葬祭費、保健事業費、出産育児支援金、特別高額医療費共同事業拠出金等）	222億円	247億円	11.26%
③公費負担・ 後期高齢者支援金	１兆8,117億円	１兆8,849億円	4.04%
④後期高齢者負担率	12.67%	13.27%	4.74%
⑤　剰　余　金	120億円 (内：財政調整基金18億円を含む)	174億円	45.00%
財政安定化基金交付金	21億円		－
⑥所得金額の合計	１兆3,753億円	１兆5,769億円	14.66%
⑦被保険者数	2,250,836人	2,311,523人	2.70%

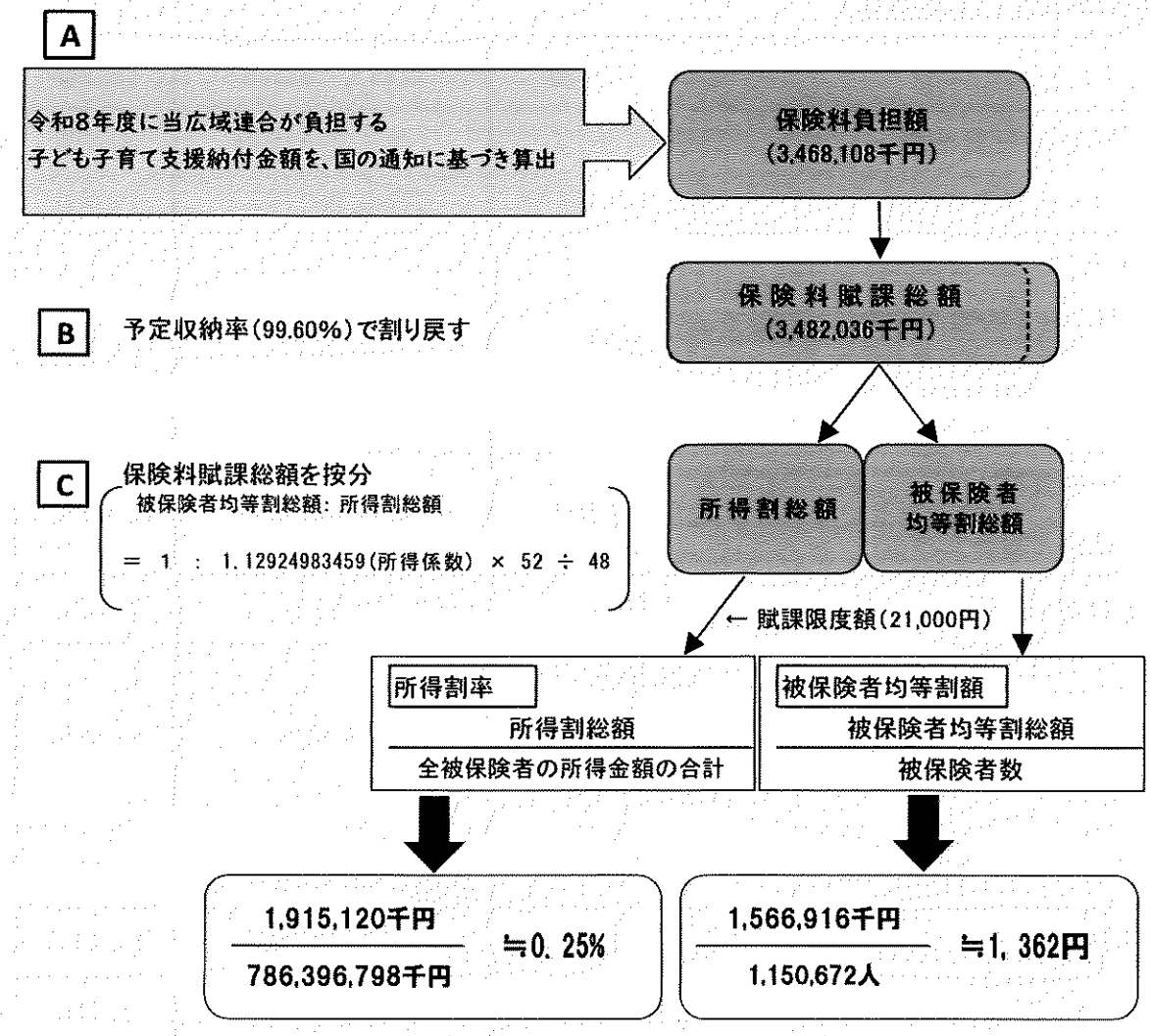
【保険料率の算定結果】

区　　分	令和６・７年度	令和８・９年度	伸び率
被保険者均等割額	53,438円	56,130円	5.04%
所得割率	11.13%	10.48%	▲5.84%

8, 9, 10
FXで当初からこの上げ

（参考４）令和８年度子ども・子育て支援納付金賦課額（子ども分）保険料率の算定の流れ

【保険料率の算定】

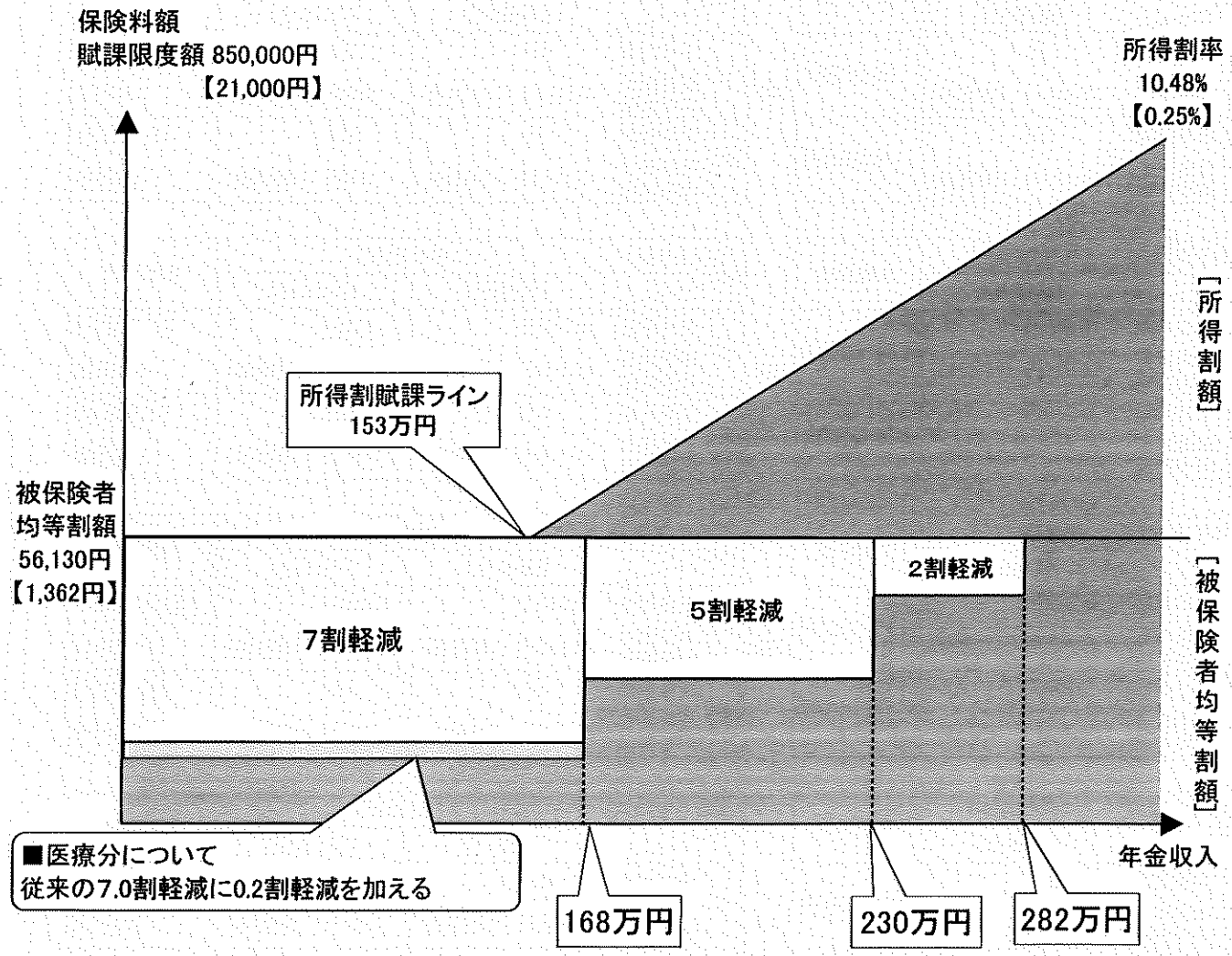


（参考５）年金所得者の保険料額の試算イメージ図

夫婦世帯で、妻の年金収入が125万円以下（その他各種所得がない）の場合

①　保険料概念図（令和８年度分）

※注…上段：医療分
下段：子ども分【】内数値



参考:【令和8年度からの軽減判定所得について】

軽減割合	対象世帯の所得判定基準（改正前）	対象世帯の所得判定基準（改正後）
7割軽減	43万円※1	43万円※1（変更なし）
5割軽減	43万円＋被保険者数×30.5万円※2	43万円＋被保険者数×31万円※3（拡大）
2割軽減	43万円＋被保険者数×56万円※4	43万円＋被保険者数×57万円※5（拡大）

※1　世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等が２名以上いる場合には43万円＋10万円×（給与所得者等の人数－１）以下の世帯

※2　世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等が２名以上いる場合には43万円＋（30.5万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の人数－１）以下の世帯

※3　世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等が２名以上いる場合には43万円＋（31万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の人数－１）以下の世帯

※4　世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等が２名以上いる場合には43万円＋（56万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の人数－１）以下の世帯

※5　世帯主とその世帯にいる被保険者に給与所得者等が２名以上いる場合には43万円＋（57万円×世帯の被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の人数－１）以下の世帯

（参考６）年金所得者の保険料増減モデル

「0.2ポイント」

（令和７年度）	【医療分】	（令和８年度）	【医療分】	【子ども分】
所得割率	11.13%	所得割率	10.48%	0.25%
被保険者均等割額	53,438円	被保険者均等割額	56,130円	1,362円

夫の年金収入	800,000円	保険料額
	【医療分】	
夫 所得割額	0円	16,000円
夫 被保険者均等割額	16,031円（7割軽減）	
妻 所得割額	0円	16,000円
妻 被保険者均等割額	16,031円（7割軽減）	

⇒

夫の年金収入	800,000円		保険料額
	【医療分】	【子ども分】	
夫 所得割額	0円	0円	16,100円
夫 被保険者均等割額	15,716円（7.2割軽減）	408円（7割軽減）	100円増
妻 所得割額	0円	0円	16,100円
妻 被保険者均等割額	15,716円（7.2割軽減）	408円（7割軽減）	100円増

夫の年金収入	1,680,000円	保険料額
	【医療分】	
夫 所得割額	16,695円	32,700円
夫 被保険者均等割額	16,031円（7割軽減）	
妻 所得割額	0円	16,000円
妻 被保険者均等割額	16,031円（7割軽減）	

⇒

夫の年金収入	1,680,000円		保険料額
	【医療分】	【子ども分】	
夫 所得割額	15,720円	375円	32,100円
夫 被保険者均等割額	15,716円（7.2割軽減）	408円（7割軽減）	600円減
妻 所得割額	0円	0円	16,100円
妻 被保険者均等割額	15,716円（7.2割軽減）	408円（7割軽減）	100円増

夫の年金収入	2,290,000円	保険料額
	【医療分】	
夫 所得割額	84,588円	111,300円
夫 被保険者均等割額	26,719円（5割軽減）	
妻 所得割額	0円	26,700円
妻 被保険者均等割額	26,719円（5割軽減）	

⇒

夫の年金収入	2,290,000円		保険料額
	【医療分】	【子ども分】	
夫 所得割額	79,648円	1,900円	110,200円
夫 被保険者均等割額	28,065円（5割軽減）	681円（5割軽減）	1,100円減
妻 所得割額	0円	0円	28,600円
妻 被保険者均等割額	28,065円（5割軽減）	681円（5割軽減）	1,900円増

夫の年金収入	2,800,000円	保険料額
	【医療分】	
夫 所得割額	141,351円	184,100円
夫 被保険者均等割額	42,750円（2割軽減）	
妻 所得割額	0円	42,700円
妻 被保険者均等割額	42,750円（2割軽減）	

⇒

夫の年金収入	2,800,000円		保険料額
	【医療分】	【子ども分】	
夫 所得割額	133,096円	3,175円	182,200円
夫 被保険者均等割額	44,904円（2割軽減）	1,089円（2割軽減）	1,900円減
妻 所得割額	0円	0円	45,900円
妻 被保険者均等割額	44,904円（2割軽減）	1,089円（2割軽減）	3,200円増

※妻の年金収入については125万円以下（その他各種所得がない）の場合

（参考７）後期高齢者医療保険料率に関する法令

１　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（抄）
２　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）（抄）

１　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）（抄）

（保険料）（令和８年４月１日施行）

第104条　市町村は、後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基金拠出金、第117条第２項の規定による拠出金及び出産育児支援金、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による流行初期医療確保拠出金等（第３項及び第116条第２項において「流行初期医療確保拠出金等」という。）並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

２　前項の保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたつて均一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課する。（以下　略）

３　前項の保険料率は、療養の給付等に要する費用の額の予想額、財政安定化基金拠出金、第117条第２項の規定による拠出金及び出産育児支援金、流行初期医療確保拠出金等並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の予想額、第116条第１項第２号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額、第125条第１項に規定する高齢者保健事業及び同条第５項に規定する事業に要する費用の予定額、被保険者の所得の分布状況及びその見通し、国庫負担並びに第100条第１項の後期高齢者交付金等の額等に照らし、おおむね２年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

２　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）（抄）

（保険料の算定に係る基準）（令和８年４月１日施行）

第18条　後期高齢者医療広域連合が被保険者（中略）に対して課する保険料の算定に係る同条〔法第104条〕第２項本文に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　当該保険料の賦課額は、イ及びロの合計額とすること。

イ　被保険者につき算定した基礎賦課額（法第104条第１項に規定する後期高齢者医療に要する費用（同項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（以下「子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用」という。）を除く。）に充てるための賦課額をいう。）

ロ　被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための賦課額をいう。）

二　前号イの基礎賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とすること。ただし、法第99条第２項に規定する被保険者（以下この条において「被扶養者であった被保険者」という。）に係る基礎賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

三　前号の所得割額は、地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から同条第２項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）にイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率（以下「所得割率」という。）を乗じて得た額であること。（以下　略）

イ　第３項第３号の所得割総額（以下　略）

ロ　被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した特定期間〔「特定期間」とは、平成20年度を初年度とする同年度以降の２年度ごとの期間〕における各年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の合計額の見込額

四　　前号の場合における地方税法第314条の２第１項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第９項中雑損失の金額に係る部分の規

定を適用しないものとして算定するものであること。

五　第2号の被保険者均等割額は、第3項第3号に規定する被保険者均等割総額（中略）を当該特定期間における各年度の被保険者の合計数の合計数の見込数で除して得た額であること。

六　所得割率及び前号の規定により算定された被保険者均等割額は、当該後期高齢者医療広域連合の全区域（中略）にわたって均一であること。

七　第1号のイの基礎賦課額は、85万円を超えることができないものであること。

八　第1号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額は、被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合計額とすること。ただし、被扶養者であった被保険者に係る子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該被扶養者であった被保険者につき算定した被保険者均等割額とする。

九　前号の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等にイに掲げる額をロに掲げる額で除して得た率（第12号において「子ども・子育て支援納付金所得割率」という。）を乗じて得た額であること。（以下略）

イ　第4項第2号の所得割総額

ロ　被保険者（被扶養者であった被保険者を除く。）につき厚生労働省令で定めるところにより算定した当該年度の基礎控除後の総所得金額等の合計額の見込額

十　前号の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額は、同法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとして算定するものであること。

十一　第8号の被保険者均等割額は、第4項第2号に規定する被険者均等割総額を当該年度の被保険者の合計数の見込数で除して得た額であること。

十二　子ども・子育て支援納付金所得割率及び前号の規定により算定された被保険者均等割額は、当該後期高齢者医療広域連合の全区域にわたって均一であること。

十三　第1号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額は、2万1千円を超えることができないものであること。

2　略

3　特定期間における各年度の法第104条第2項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する基礎賦課額（第5項又は第6項に規定する基準に従い第1項又は前項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額の合計額（以下この項において「基礎賦課総額」という。）についての同条第2項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　基礎賦課総額は、特定期間における各年度のイに掲げる合計額の見込額からロに掲げる合計額の見込額を控除して得た額の合計額を予定保険料収納率で除して得た額であること。

イ　療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、法第70条第3項（法第74条第10項、第75条第7項及び第76条第6項において準用する場合を含む。）及び第78条第7項の規定による審査及び支払に関する事務の執行に要する費用（法第70条第4項（法第74条第10項、第75条第7項、第76条第6項及び第78条第8項において準用する場合を含む。）の規定による委託に要する費用を含む。）の額、財政安定化基金拠出金、法第117条第2項の規定による拠出金及び法第124条の2第1項の規定による出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）の規定による流行初期医療確保拠出金等の納付に要する費用の額、法第116条第2項第1号に規定する基金事業借入金の償還に要する費用の額、保健事業に要する費用の額並びにその他の後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用を除く。）の額の合計額

ロ　法第93条第1項及び第2項、第96条並びに第98条の規定による負担金、法第95条の規定による調整交付金、法第100条第1項の規定による後期高齢者交付金、法第117条第1項の規定による交付金、法第102条及び第103条の規定による補助金その他後期高齢者医療に要する費用（後期高齢者医療の事務の執行に要する費用及び子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を除く。）の

ための収入の額（法第95条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の額の見込額の120分の1に相当する額を除く。）の合計額

二　前号の予定保険料収納率は、特定期間における各年度に賦課すべき基礎賦課額の合計額の合計額に占めるこれらの年度において収納が見込まれる基礎賦課額の合計額の合計額の割合として厚生労働省令で定める基準に従い算定される率であること。

三　基礎賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、特定期間における各年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額の全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額に対する割合の平均値を勘案して厚生労働省令で定める方法により算定した所得係数の見込値を乗じて得た額であること。

4　法第104条第2項の規定により後期高齢者医療広域連合が被保険者に対して課する子ども・子育て支援納付金賦課額（次項又は第6項に規定する基準に従い第1項又は第2項の規定に基づき算定される被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。）の合計額（以下この項において「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）についての同条第2項に規定する政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　子ども・子育て支援納付金賦課総額は、当該年度のイに掲げる額の見込額からロに掲げる合計額の見込額を控除して得た額を前項第1号の予定保険料収納率で除して得た額であること。

イ　子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用の額

ロ　法第95条の規定による調整交付金その他後期高齢者医療に要する費用（子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用（同条第2項に規定する子ども・子育て支援納付金の納付に係る事務の執行に要する費用を除く。）に限る。）のための収入の額（同項に規定する負担対象総額の見込額の総額の12分の1に相当する額を除く。）の合計額

二　子ども・子育て支援納付金賦課総額は、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額とし、所得割総額は、被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に、当該年度の当該後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額を全ての後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者の所得の平均額で除して得た率（小数点以下11位未満は四捨五入するものとする。）を乗じて得た額であること。

5　略

令和８年度当初予算について

第１　予算編成方針

本広域連合は独自の財源を持たず、保険料を含む構成市町村からの負担金、国や県からの支出金及び現役世代からの支援金である支払基金交付金などを財源として事業を行うものであり、常に計画的かつ効率的な財政運営を行っていく必要があります。

こうしたことから、後期高齢者医療制度における国の動向などを注視しながら、県や市町村との緊密な連携を図り、歳入については、国県支出金、市町村負担金、支払基金交付金等について的確に見込むこと、歳出については、事業効果を的確に把握し、「最少の経費で最大の効果」を挙げることなどに留意して予算編成に当たっております。

第２　会計別予算額

１　一般会計

職員人件費を始めとする広域連合の管理運営に要する費用や資格管理、給付管理といった後期高齢者医療制度の管理運営費を歳出として計上し、その財源として市町村からの負担金や国の補助金等を歳入として計上しております。

令和８年度当初予算は、2,321,582千円、前年度当初予算（2,487,678千円）と比較して166,096千円の減額となっております。

２　後期高齢者医療特別会計

被保険者に対する保険給付費や保健事業等に要する費用を歳出として計上し、その財源として、市町村が被保険者から徴収する保険料を含む市町村負担金、国の負担金・補助金、県の負担金、現役世代からの支援分である支払基金交付金等を歳入として計上しております。

令和８年度当初予算は、1,096,114,782千円、前年度当初予算（1,075,175,653千円）と比較して20,939,129千円の増額となっております。

（当初予算の規模）

会計名	令和８年度当初（案）	令和７年度当初	前年度比
	千円	千円	%
一般会計	2,321,582	2,487,678	93.32
後期高齢者医療特別会計	1,096,114,782	1,075,175,653	101.95
計	1,098,436,364	1,077,663,331	101.93

（参考）当初予算における基礎数値

区分	令和８年度当初(案)	令和７年度当初	前年度比
被保険者数（4～3 月の各月末平均）	1,150,672 人	1,138,489 人	101.07%
一人当たり医療給付費(3～2 月診療分)	928,653 円	932,767 円	99.56%

第３　令和８年度一般会計当初予算の主な内容

【一般会計・歳入】

歳入の主なものは、市町村の事務費負担金である分担金及び負担金 1,902,638 千円、調整交付金等の国庫支出金 281,197 千円です。

款	令和８年度当初(案)		令和７年度当初		比　較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1 分担金及び負担金	1,902,638	81.96	2,143,102	86.15	△ 240,464	88.78	市町村負担金
2 国庫支出金	281,197	12.11	237,773	9.56	43,424	118.26	制度事業費補助金 調整交付金
3 寄附金	1	0.00	1	0.00	0	100.00	
4 繰入金	1	0.00	1	0.00	0	100.00	
5 繰越金	130,000	5.60	100,000	4.02	30,000	130.00	
6 諸収入	7,745	0.33	6,801	0.27	944	113.88	
歳入合計	2,321,582	100.00	2,487,678	100.00	△ 166,096	93.32	

1　分担金及び負担金

予算額は 1,902,638 千円で、全て構成市町村からの事務費負担金です。

前年度と比較し 240,464 千円の減となっており、その主な理由は、被保険者の窓口負担割合増加に対する配慮措置終了に伴う、歳出予算の減額による事務費負担金の減によるものです。

2　国庫支出金

予算額は 281,197 千円で、後期高齢者医療制度事業費補助金、調整交付金等です。

前年度と比較し43,424千円の増となっており、その主な理由は、国庫補助対象事業に係る歳出予算の増額等に伴う、調整交付金の増によるものです。

3　寄附金

予算額は前年度と同額の1千円となっております。

4　繰入金

予算額は前年度と同額の1千円となっております。

5　繰越金

予算額は130,000千円で、前年度と比較し30,000千円の増となっております。

6　諸収入

予算額は7,745千円で、預金利子その他の収入です。

前年度と比較し944千円の増となっており、その主な理由は、学術研究機関へのレセプト等データ提供に係る手数料の増によるものです。

【一般会計・歳出】

歳出の主なものは、一般管理事務費、電算システム維持管理費等の総務費1,188,953千円、給付管理費等の民生費1,127,185千円、です。

款	令和8年度当初(案)		令和7年度当初		比　較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1 議会費	4,443	0.19	4,283	0.17	160	103.74	
2 総務費	1,188,953	51.21	1,280,398	51.47	△ 91,445	92.86	一般管理事務費 電算ｼｽﾃﾑ維持管理費
3 民生費	1,127,185	48.55	1,201,996	48.32	△ 74,811	93.78	資格賦課管理費 給付管理費
4 公債費	1	0.00	1	0.00	0	100.00	
5 予備費	1,000	0.04	1,000	0.04	0	100.00	
歳出合計	2,321,582	100.00	2,487,678	100.00	△ 166,096	93.32	

1　議会費

予算額は4,443千円で、主なものは、議員報酬、議会会場の借上料です。

前年度と比較し160千円の増となっております。

2　総務費

予算額は1,188,953千円で、主なものは、一般管理事務費における派遣職員人件費負担金（353,709千円）、電算システム維持管理費における電算システム運用保守委託料（178,696千円）、電算システム機器等使用料（150,117千円）です。

前年度と比較して91,445千円の減となっており、その主な理由は、被保険者の窓口負担割合増加に対する配慮措置終了に伴う、高額療養費等の振込手数料の減によるものです。

3　民生費

予算額は1,127,185千円で、主なものは、給付管理費におけるレセプト保管等を行う給付管理事務委託料（283,453 千円）及び支給決定通知書等に係る通信運搬費（270,386千円）、資格賦課管理における資格確認書等作成業務委託料（164,471千円）です。

前年度と比較して74,811千円の減となっており、その主な理由は、被保険者の窓口負担割合増加に対する配慮措置終了に伴う、通信運搬費の減によるものです。

4　公債費

予算額は前年度と同額の1千円となっております。

5　予備費

予算額は前年度と同額の1,000千円となっております。

第４　令和８年度後期高齢者医療特別会計予算の内容

【特別会計・歳入】

歳入の主なものは、現役世代からの支援分である支払基金交付金（434,147,785千円）、国庫支出金（321,759,539千円）、市町村支出金（231,457,233千円）、県支出金（88,827,417千円）です。

款	令和８年度当初（案）		令和７年度当初		比　較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1 市町村支出金	231,457,233	21.12	221,365,087	20.59	10,092,146	104.56	保険料等負担金 療養給付費負担金
2 国庫支出金	321,759,539	29.35	321,677,706	29.92	81,833	100.03	療養給付費負担金 高額医療費負担金 調整交付金
3 県支出金	88,827,417	8.10	90,655,135	8.43	△ 1,827,718	97.98	療養給付費負担金 高額医療費負担金
4 支払基金交付金	434,147,785	39.61	433,093,829	40.28	1,053,956	100.24	後期高齢者交付金
5 特別高額医療費共同事業交付金	1,276,380	0.12	1,090,825	0.10	185,555	117.01	
6 財産収入	27,402	0.00	6,172	0.00	21,230	443.97	基金利子
7 寄附金	1	0.00	1	0.00	0	100.00	
8 繰入金	721	0.00	900,768	0.08	△ 900,047	0.08	
9 繰越金	17,400,000	1.59	5,324,146	0.50	12,075,854	326.81	
10 県財政安定化基金借入金	1	0.00	1	0.00	0	100.00	
11 諸収入	1,218,303	0.11	1,061,983	0.10	156,320	114.72	第三者納付金
歳入合計	1,096,114,782	100.00	1,075,175,653	100.00	20,939,129	101.95	

1　市町村支出金

予算額は231,457,233千円で、市町村が被保険者から徴収した保険料等を広域連合に納付する保険料等負担金及び療養給付費等の法定負担金です。

前年度と比較し10,092,146千円の増となっております。

2　国庫支出金

予算額は321,759,539千円で、療養給付費等の法定負担金、調整交付金等です。前年度と比較し81,833千円の増となっております。

3　県支出金

予算額は 88,827,417 千円で、療養給付費等の法定負担金及び高額医療費負担金です。前年度と比較し1,827,718千円の減となっております。

4　支払基金交付金

予算額は434,147,785千円で、現役世代からの支援分である後期高齢者交付金です。前年度と比較し1,053,956千円の増となっております。

5　特別高額医療費共同事業交付金

予算額は1,276,380千円で、国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業（レセプト1件当たり400万円を超える医療費を全国の広域連合が共同で負担する仕組み）により、国保中央会から交付される交付金です。

前年度と比較し185,555千円の増となっております。

6　財産収入

予算額は27,402千円で、財政調整基金の運用による収入です。

前年度と比較し21,230千円の増となっております。

7　寄附金

予算額は1千円としており、前年度と同額となっております。

8　繰入金

予算額は721千円で、還付加算金等を一般会計から繰り入れるものです。

前年度と比較し900,047千円の減となっております。

9　繰越金

予算額は 17,400,000 千円で、令和７年度決算剰余金見込を計上するものです。

前年度と比較して 12,075,854 千円の増となっております。

10　県財政安定化基金借入金

予算額は１千円としており、前年度と同額となっております。

11　諸収入

予算額は 1,218,303 千円で、主なものは、傷病の理由が交通事故等第三者行為による第三者からの納付金です。

前年度と比較して 156,320 千円の増となっております。

【特別会計・歳出】

歳出の主なものは、保険給付費（1,073,963,209千円）です。

款	令和８年度当初(案)		令和７年度当初		比　較	前年度比	主なもの
	予算額	構成比	予算額	構成比			
	千円	%	千円	%	千円	%	
1保険給付費	1,073,963,209	97.98	1,067,258,000	99.26	6,705,209	100.63	療養給付費 高額療養費
2県財政安定化基金拠出金	1	0.00	425,302	0.04	△ 425,301	0.00	
3特別高額医療費共同事業拠出金	1,232,466	0.11	1,103,499	0.10	128,967	111.69	
4支払基金拠出金	4,915,584	0.45	711,643	0.07	4,203,941	690.74	子ども・子育て支援納付金等
5保健事業費	5,562,659	0.51	5,457,283	0.51	105,376	101.93	健康診査事業費 保健・介護予防一体的実施
6基金積立金	10,207,421	0.93	6,173	0.00	10,201,248	165355.92	財調につみ
7公債費	43,189	0.00	33,450	0.00	9,739	129.12	一時借入金利子
8諸支出金	190,252	0.02	180,302	0.02	9,950	105.52	保険料還付金 還付加算金
9予備費	1	0.00	1	0.00	0	100.00	
歳出合計	1,096,114,782	100.00	1,075,175,653	100.00	20,939,129	101.95	

1　保険給付費

予算額は1,073,963,209千円で、主なものは、療養給付費及び高額療養費です。

前年度と比較して6,705,209千円の増となっており、その主な理由は、被保険者数の増加によるものです。

（保険給付費の内訳）

区　分	令和８年度当初(案)	令和７年度当初	前年度比
	千円	千円	%
療養給付費	957,529,351	966,288,146	99.09
訪問看護療養費	38,056,584	27,872,250	136.54
特別療養費	1	1	100.00
移送費	100	100	100.00
審査支払手数料	2,004,943	2,033,660	98.59
高額療養費	71,640,094	66,438,550	107.83
高額介護合算療養費	1,349,304	1,345,919	100.25
葬祭費	3,382,800	3,279,000	103.17
傷病手当金	32	374	8.56
合計	1,073,963,209	1,067,258,000	100.63

2　県財政安定化基金拠出金

予算額は１千円で、県が設置する財政安定化基金へ拠出するものです。

前年度と比較し425,301千円の減となっております。

3　特別高額医療費共同事業拠出金

予算額は1,232,466千円で、国保中央会が実施する特別高額医療費共同事業の実施に必要な額を国保中央会に拠出するものです。

前年度と比較し128,967千円の増となっております。

4　支払基金拠出金

予算額は4,915,584千円で、出産育児支援金及び子ども・子育て支援納付金等を計上するものです。

前年度と比較し4,203,941千円の増となっております。

5　保健事業費

予算額は5,562,659千円で、健康診査事業及び高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を市町村に委託するものです。前年度と比較し105,376千円の増となっております。

6　基金積立金

予算額は10,207,421千円で、主に、歳入９款「繰越金」の一部について、令和９年度分に活用するため、財政調整基金に積み立てるものです。

前年度と比較し10,201,248千円の増となっております。

7　公債費

予算額は 43,189 千円で、一時借入金に対する利子です。

前年度と比較して 9,739 千円の増となっております。

8　諸支出金

予算額は 190,252 千円で、主なものは、保険料還付金及び還付加算金です。

前年度と比較し 9,950 千円の増となっております。

9　予備費

予算額は 1 千円としており、前年度と同額となっております。

【参考】令和８年度当初予算における主な増減事業等

（注）　〔　〕は財源、（　）は令和７年度予算現額

【増額分】

＜一般会計＞

１　派遣職員人件費負担金　　**353,709千円〔一般財源〕**
（327,011千円〔一般財源〕）

広域連合に派遣されている職員の派遣元への人件費負担金。

（増額理由）

給与条例の改正による給与額引上げが見込まれるため。

２　医療保険者向け中間サーバ運営負担金　　**65,066千円〔一般財源〕**
（47,538千円〔一般財源〕）

医療保険者向け等中間サーバ等の運営にかかる費用を、広域連合が負担するもの。

（増額理由）

被保険者数の増加及び運営負担金単価が増額の見込みであるため。

３　資格確認書等作成業務委託料　　**164,471千円〔一般財源（一部国庫補助）〕**
（137,607千円〔一般財源（一部国庫補助）〕）

資格確認書等の印刷業務委託料。

（増額理由）

被保険者数増加による処理件数の増加、原材料費や光熱費等の増加による単価の増額及び国の制度改正に伴う周知広報経費等の増加等によるもの。

４　データヘルス計画中間評価業務委託料
7,700千円〔国庫補助・ｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞ交付金〕【新規】

第３期データヘルス計画の中間評価を行うもの。

（新規計上理由）

第３期データヘルス計画に基づき、令和８年度に中間評価（目標値の見直し及び各保健事業施策の継続要否の検討等）を行う必要があるため。

５　歯科健康診査補助金　　**103,659千円〔国庫補助・ｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞ交付金〕**
（80,885千円〔国庫補助・ｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞ交付金〕）

被保険者の口腔機能低下の予防を図り、肺炎等の疾病予防に繋げるため、市町村が行う歯科健康診査事業に補助金を交付する。

（増額理由）

口腔機能評価の全ての項目（咀嚼能力、舌機能、嚥下機能）を実施する市町村が増加見込みであるため。

＜特別会計＞

6　健康診査事業委託料　　**4,661,883千円〔一般財源（一部国庫補助）〕**

（4,621,503千円〔一般財源（一部国庫補助）〕）

被保険者の疾病予防・重症化予防及び心身機能の低下の防止のため、被保険者の健康診査を市町村に委託して実施する。

（増額理由）

被保険者数が増加見込みであるため。

7　高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業委託料

900,776千円〔一般財源（一部国庫補助）〕

（835,780千円〔一般財源（一部国庫補助）〕）

広域連合の実施する保健事業を市町村の実施する国民健康保険保健事業や介護保険制度の地域支援事業（介護予防）の取組と一体的に実施する（医療専門職の配置等、一体的に実施するための体制が整った市町村に委託する）。

（増額理由）

国の基準額の増額等によるもの。

8　子ども・子育て支援納付金　　**3,480,040千円〔一般財源〕【新規】**

（新規計上理由）

令和８年度から創設される「子ども・子育て支援金制度」における、広域連合が納付する子ども・子育て支援納付金額を計上する必要があるため。

【減額分】

＜一般会計＞

1　手数料（一般管理事務費）　　**140,854千円〔一般財源〕**

（274,053千円〔一般財源〕）

主に、公金の収納や振込等のために指定金融機関等に支払うシステム利用料、振込手数料等。

（減額理由）

被保険者の窓口負担割合増加に対する配慮措置が終了となったことに伴い、高額療養費等の振込件数の減少が見込まれるため。

2　電算システム運用保守委託料　　**178,696千円〔一般財源〕**

（195,306千円〔一般財源〕）

後期高齢者医療制度における資格、賦課、収納、給付情報を管理している後期高齢者医療広域連合電算処理システムの平常運用をはじめ、システムバージョンアップ時の検証・適用作業・機器障害発生時の復旧作業など、システム運用及び機器保守作業等を委託するもの。

（減額理由）

令和７年度と比較して電算処理システムクラウド化初年度の障害・トラブル対応分の工数が減少する見込みであるため。

3　コールセンター委託料　　**20,336千円〔一般財源（一部国庫補助）〕**
(32,742千円〔一般財源（一部国庫補助）〕)

資格確認書等の一斉更新、保険料の本算定、医療費通知に係る被保険者からの問い合わせ等に対応するコールセンターを設置するもの。

(減額理由)

令和７年度入札実績を参考に見直したため。

4　通信運搬費（給付管理費）　　**270,386千円〔一般財源（一部国庫補助）〕**
(336,880千円〔一般財源（一部国庫補助）〕)

給付業務（医療費通知、高額療養費勧奨状、支給決定通知等）に伴う郵便料金。

(減額理由)

被保険者の窓口負担割合増加に対する配慮措置が終了となったことに伴い、郵送件数の減少が見込まれるため。

5　医療費通知関連業務委託料　　**33,020千円〔一般財源（一部国庫補助）〕**
(60,212千円〔一般財源（一部国庫補助）〕)

医療費の適正化を図る事業の１つとして、年２回、医療費通知を作成するもの。

(減額理由)

令和７年度入札実績を参考に見直したため。